

No.166 (2021/3)

## リツイート事件最高裁判決について<sup>1</sup> (最高裁令和2年7月21日第三小法廷判決 平成30年(受)第1412号)

監修 上沼紫野<sup>2</sup>  
執筆 浅野達哉<sup>3</sup>／太田知成<sup>4</sup>

### 目次

I. はじめに.....	2
II. 事案の概要.....	2
1. 事実関係等の概要.....	2
2. 被上告人の請求.....	3
III. 地裁判決の概要（第1審（東京地判 平成28年9月15日））.....	3
IV. 高裁判決の概要（控訴審（知財高判 平成30年4月25日））.....	3
1. 公衆送信権侵害について.....	4
2. 同一性保持権（著作権法20条1項）侵害について.....	4
3. 氏名表示権（著作権法19条1項）侵害について.....	5
V. 最高裁判決（上告審（最判 令和2年7月21日））における争点と裁判所の判断.....	5
1. 著作権法19条1項及び2項について.....	5
2. プロバイダ責任制限法4条について.....	6
VI. まとめ.....	6
VII. 著作権法19条 該当性.....	7
1. 著作権法19条1項.....	7
2. 著作権法19条2項.....	8
3. 著作権法19条3項.....	9
VIII. 著作者人格権の侵害の主体.....	9
IX. 本事案の射程.....	10
1. ツイート時点で氏名表示が削除されている画像をリツイートした場合.....	10
2. 同一性保持権の侵害の成否.....	11
X. 発信者情報開示請求の問題点.....	12

<sup>1</sup> 本稿はSOFTICの主催する「判例ゼミ」での発表・報告をもとに作成。念のために付言すると、本稿は執筆者らの個人的見解を示すものであり、各人が所属する組織の見解を代表等するものではない。

<sup>2</sup> 弁護士。虎ノ門南法律事務所所属。判例ゼミにおける本報告を指導。

<sup>3</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ所属。浅野は、「IX. 本事案の射程」及び「X. 発信者情報開示請求の問題点」を担当した。

<sup>4</sup> 弁護士。TMI総合法律事務所所属。太田は、「I. はじめに」、「II. 事案の概要」、「III. 地裁判決の概要」、「IV. 高裁判決の概要」、「V. 最高裁判決における争点と裁判所の判断」、「VI. まとめ」、「VII. 著作権法19条 該当性」及び「VIII. 著作者人格権侵害の主体」を担当した。

## I. はじめに

本件は、被上告人（原告、控訴人）自らが著作者でありかつ著作権を有する写真（以下「本件写真」という。）について、SNS サイトであるツイッター上で無断でなされたツイート及びそのリツイート行為を通じた投稿により、本件写真に係る著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（同一性保持権、氏名表示権）を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、当該投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

この点、地裁においては、リツイート者については、リツイートによりいわゆるリンクを張る行為に過ぎない点をふまえ、著作権（複製権・公衆送信権）侵害及び著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）共に認めなかったのに対し、高裁においては、リツイート行為の結果、元のツイート画像がトリミングされ、表示が変わり、氏名部分が表示されなくなった点をふまえ、著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）侵害を認めた。

最高裁においては、上告理由のうち、氏名表示権侵害のみが取り上げられ、著作権法19条に基づく非侵害の主張はいずれも認められなかった。

本事案は、ツイッターという SNS におけるリツイート行為という、ユーザーが一般的に行う行為の結果、著作者人格権侵害が認められた事案であり、結論については様々な意見が出されている。また、発信者情報開示請求訴訟という権利侵害の主体とされるリツイート者が訴訟手続きに参加しない訴訟において、侵害行為の有無について十分な攻撃防御方法がつくされるのかという、同訴訟の手続き上の制約による問題点も指摘されている。

## II. 事案の概要

### 1. 事実関係等の概要

(1) 被上告人（原告、控訴人）は、写真家であり本件写真の著作者である。上告人は、ツイッターを運営する米国法人である。

(2) 被上告人は、平成21年、本件写真の隅に「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等（以下「本件氏名表示部分」という。）を付加した画像（以下「本件写真画像」という。）を自己のウェブサイトに掲載した。

(3) 平成26年12月、ツイッター上のアカウントにおいて、被上告人に無断で、本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された。これにより、本件写真画像を複製した画像（以下「本件元画像」という。）が、画像ファイルとしてサーバーに保存された（サーバーに保存された本件画像のインターネット上の場所を示す情報を以下「本件画像ファイル保存用URL」という。）。

(4) その後、ツイッター上の特定の3アカウント（地裁判決及び高裁判決における「本件アカウント3～5」。以下「本件各アカウント」という。）において、それぞれ、上記(3)のツイートのリツイート（第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿）がされた（以下、それぞれのリツイートを「本件各リツイート」といい、これにより投稿されたメッセージ等を「本件各リツイート記事」という。また、本件各リツイートをした者を「本件各リツイート者」という。）。これにより、不特定の者が閲覧できる本件各アカウントの各タイムライン（個々のツイートが時系列順に表示されるページ）に、それぞれ本件元画像をもととした各画像（以下「本件各表示画像」という。）が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。本件各表示画像は、本件元画像の上部及び下部がトリミング（一部切除）された形となっており、そのため、本件氏名表示部分が表示されなくなっている。

(5) 本件各アカウントの各タイムラインに本件各表示画像が表示されるのは、本件各

リツイートにより同各タイムラインのウェブページ（以下「本件各ウェブページ」という。）に本件画像ファイル保存用 URL の本件元画像ファイルへのリンク（いわゆるインラインリンク）が自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを指示する情報及びリンク先の画像の表示の仕方（大きさ、配置等）を指定する情報を記述した HTML（ウェブページの構造等を記述する言語）等のデータ（以下「本件リンク画像表示データ」という。）が、本件各ウェブページ（リンク元のウェブページ）に係るサーバーの記録媒体に記録される。

インターネットを利用してウェブサイトを開覧する者（以下「ユーザー」という。）が本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーから同ユーザーの端末に送信され、②これにより、同ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ（リンク先のファイルのデータ）が、本件画像ファイル保存用 URL に係るサーバーから上記端末に送信され、③上記端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示される。

上告人が提供しているツイッターのシステムにおいては、リンク先の画像の表示の仕方に関する HTML 等のツイッター側の指定により、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、本件各表示画像は、上記（４）のとおりトリミングされた形で上記端末の画面上に表示され、本件氏名表示部分が表示されなくなったものである。

## 2. 被上告人の請求

被上告人（原告、控訴人）は、自ら著作権を有する写真（「本件写真」）について、氏名不詳のツイッターユーザーによるこれらの行為により著作権（複製権、公衆送信権等）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権等）が侵害されたとして、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項に基づき、本件各アカウントに関する発信者情報の開示を求めた。

## III. 地裁判決の概要（第 1 審（東京地判 平成 28 年 9 月 15 日））

著作権（複製権・公衆送信権）侵害 否定

著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）侵害 否定

「本件写真の画像が本件アカウント 3～5 のタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインの URL にリンク先である流通情報 2 (2)（筆者注：流通情報とは、判決文別紙流通情報目録のこと。番号は同目録の番号に対応。以下同じ。）の URL へのインラインリンクが自動的に設定され、同 URL からユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報 3～5 の各 URL に流通情報 2 (2) のデータは一切送信されず、同 URL からユーザーの端末への同データの送信も行われないから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、又はこれを送信可能化するものでなく、公衆送信（著作権法 2 条 1 項 7 号の 2、9 号の 4 及び 9 号の 5、23 条 1 項）に当たるとはしないと解すべきである。

また、このようなリツイートの仕組み上、本件リツイート行為により本件写真の画像ファイルの複製は行われないから複製権侵害は成立せず、画像ファイルの改変も行われないから同一性保持権侵害は成立しないし、本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから氏名表示権侵害も成立しない。」（下線筆者）

## IV. 高裁判決の概要（控訴審（知財高判 平成 30 年 4 月 25 日））

著作権（複製権・公衆送信権）侵害 否定

### 1. 公衆送信権侵害について

「控訴人が著作権を有しているのは、本件写真であるところ、本件写真のデータは、リンク先である流通情報 2(2)に係るサーバーにしかないから、送信されている著作物のデータは、流通情報 2(2)のデータのみである。」

「公衆送信権侵害との関係では、流通情報 2(2)のデータのみが「侵害情報」というべきであって、控訴人が主張する「ブラウザ用レンダリングデータ」あるいは HTML データ等を「侵害情報」と捉えることはできない。」

「次に、流通情報 2(2)の画像データのみを「侵害情報」と捉えた場合の公衆送信権侵害の主張について検討する。

(ア) 本件リツイート行為によってユーザーのパソコン等の端末に表示される本件写真の画像は、それらのユーザーの求めに応じて、流通情報 2(2)のデータが送信されて表示されているといえるから、自動公衆送信（公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの〔放送又は有線放送に該当するものを除く。〕）に当たる。

(イ) 自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解されるところ（最高裁平成 23 年 1 月 18 日判決・民集 65 卷 1 号 121 頁参照）（筆者注：まねき TV 事件最判）、本件写真のデータは、流通情報 2(2)のデータのみが送信されていることからすると、その自動公衆送信の主体は、流通情報 2(2)の URL の開設者であって、本件リツイート者らではないというべきである。著作権侵害行為の主体が誰であるかは、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮して、規範的に解釈すべきであり、カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面であると解される（最高裁平成 23 年 1 月 20 日判決・民集 65 卷 1 号 399 頁参照）（筆者注：ロクラク II 事件最判）が、本件において、本件リツイート者らを自動公衆送信の主体というべき事情は認め難い。」（下線筆者）

### 2. 同一性保持権（著作権法 20 条 1 項）侵害について

「本件アカウント 3～5 のタイムラインにおいて表示されている画像は、流通情報 2(2)の画像とは異なるものである。この表示されている画像は、表示するに際して、本件リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、上記のとおり画像が異なっているものであり、流通情報 2(2)の画像データ自体に改変が加えられているものではない。

しかし、表示される画像は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法 2 条 1 項 1 号にいう著作物といえることができる。上記のとおり、表示するに際して、HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件アカウント 3～5 のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録 3～5 のような画像となったものと認められるから、本件リツイート者らによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているといえることができる。

この点について、被控訴人らは、仮に改変されたとしても、その改変の主体は、インターネットユーザーであると主張するが、上記のとおり、本件リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等により位置や大きさなどが指定されたために、改変されたといえることができるから、改変の主体は本件リツイート者らであると評価することができるのであって、インターネットユーザーを改変の主体と評価することはできない（著作権法 47 条の 8 は、電子計算機における著作物の利用に伴う複製に関する規定であって、同規定によってこの判断が左右されることはない。）。

（下線筆者）

### 3.氏名表示権（著作権法 19 条 1 項）侵害について

「本件アカウント 3～5 のタイムラインにおいて表示されている画像には、控訴人の氏名は表示されていない。そして、・・・表示するに際して HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、本件アカウント 3～5 のタイムラインにおいて表示されている画像は流通目録 3～5 のような画像となり、控訴人の氏名が表示されなくなったものと認められるから、控訴人は、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作者名を表示する権利を侵害されたということができる。」（下線筆者）

## V.最高裁判決（上告審（最判 令和 2 年 7 月 21 日））における争点と裁判所の判断

最高裁においては、上告人の上告理由のうち、著作権法 19 条 1 項及び 2 項に係るもの並びにプロバイダ責任制限法 4 条に係るものについて判断された。

著作権法 19 条 1 項及び 2 項に係る上告理由は、最高裁判決の記載によれば、次のとおり。

「①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像部分を見ることができるところから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに表示しているところから従って著作者名を表示」（同条 2 項）しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがある」。

プロバイダ責任制限法 4 条に係る上告理由は、最高裁判決の記載によれば、次のとおり。

「本件各リツイート者による本件リンク画像表示データの送信については、当該データの流通それ自体によって被上告人の権利が侵害されるものではないから、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項 1 号の「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件を満たさず、また、本件各リツイート者は、被上告人の権利を直接侵害する情報である画像データについては、何ら特定電気通信設備の記録媒体への記録を行っていないから、同項の「侵害情報の発信者」の要件に該当しないなどとして、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、上記の二つの要件が同時に充足されることはないのに、これらが充足されるとした原審の判断にはプロバイダ責任制限法の解釈適用の誤りがある」。

### 1.著作権法 19 条 1 項及び 2 項について

最高裁は、次のように述べた上で、「本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものとすべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」とした。

#### ア 著作権法 19 条 1 項について

「著作権法 19 条 1 項は、文言上その適用を、同法 21 条から 27 条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法 19 条 1 項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法 19 条 1 項の「著作

物の公衆への・・・提示」に当たるといえることができる。」

#### イ 著作権法 19 条 2 項について

「被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。）。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはしない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないといえるべきである。」（下線一部筆者）

#### 2. プロバイダ責任制限法 4 条について

最高裁は、次のように述べた上で、「本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項 1 号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものである。所論の点に関する原審の判断は、是認することができる。」とした。

「本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記第 1 の 2 (5) のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用 URL に係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものといえるべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものといえることができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者といえることができる。」（下線筆者）

#### VI. まとめ

地裁、高裁、最高裁における原告の申立てと各裁判所における侵害判断をまとめると以下のとおりである（○=認容、×=否定、- =争点になっていない）。

		地裁	知財 高裁	最高裁
1	本ツイート者につき、ツイート及びタイムラインへの本件写真の表示による原告の著作権侵害の成否	○	○	-
2	リツイート行為による本件写真の著作権等の侵害の成否			
	① 公衆送信権	×	×	-
	② 複製権	×	×	-
	③ 氏名表示権	×	○	○
	④ 同一性保持権	×	○	-
	⑤ 名誉声望保持権	×	×	-

## VII. 著作権法 19 条 該当性

### 1. 著作権法 19 条 1 項

氏名表示権侵害が成立するためには、条文（著作権法 19 条 1 項）上、（原作品でない）複製物については、「著作物の公衆への提供若しくは提示に際し」という要件を充足することが必要である。

「著作物の公衆への提供若しくは提示に際し」という要件を充足するためには、公衆送信権該当行為等のいわゆる法定利用行為（著作権法 21 条～28 条）に該当する行為が行われている必要があると解する立場（「必要説」）によれば、本件のリツイート行為のような、いわゆるリンクを張る行為については、あくまで一般視聴者にデータを公衆送信しているのは、リンク先であって、リンク元ではないので、「公衆送信」されていない（公衆送信権侵害はない）のが原則であり<sup>5</sup>、本件のリツイート行為については、法定利用行為がない以上、そもそも氏名表示権侵害とはならないこととなる。

この点、本件地裁判決は、「このようなリツイートの仕組み上、本件リツイート行為により本件写真の画像ファイルの複製は行われ~~ない~~から複製権侵害は成立せず、画像ファイルの改変も行われ~~ない~~から同一性保持権侵害は成立しないし、本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから氏名表示権侵害も成立しない。」（下線筆者）とし、必要説を採用しているものと解される<sup>6</sup>。

他方で、本最高裁判決（多数意見）は、以下のように述べ、法定利用行為（著作権法 21 条～28 条）に該当しなくても著作権侵害が成立するとする不要説に立つことを明示している。

「著作権法 19 条 1 項は、文言上その適用を、同法 21 条から 27 条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法 19 条 1 項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。」

（下線一部筆者）

<sup>5</sup> なお、リンクを張る者が、リンクだけでなく、アップロード行為を新たに行う場合等には、それらも併せて公衆送信権侵害に該当する（はるか夢の跡事件（大阪地判 平成 31 年 1 月 17 日））。

<sup>6</sup> 同様に、必要説に立つと解される裁判例としては、ロケットニュース 24 事件（大阪地判 平成 25 年 6 月 20 日）があげられる。（「原告は、本件動画の「公衆への提供若しくは提示」に際し、原告の変名である「P2」を無断で使用し、原告の氏名表示権を侵害した不法行為が成立する旨主張する。

しかし、本件記事自体に原告の実名、変名の表示はなく、本件ウェブサイトに表示された本件動画のタイトル部分に被告の変名が含まれていたに過ぎない（甲 1）が、前記 2 記載のとおり、被告は、本件動画へのリンクを貼ったにとどまり、自動公衆送信などの方法で「公衆への提供若しくは提示」（法 19 条）をしたとはいえないのであるから、氏名表示権侵害の前提を欠いている。）

著作権法 19 条 1 項の解釈において、最高裁が「不要説」を採用する旨判示した点において、本事案における一つの意義があるといえる<sup>7</sup>。

## 2. 著作権法 19 条 2 項

次に、氏名表示権侵害を否定する根拠としては、著作権法 19 条 2 項があげられる。すなわち、著作権法 19 条 2 項は、「著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。」としており、既に著作者が表示している態様によって著作者名を表示することができる」とされている。

本件の場合も、元のツイート表示部分をクリックすれば、当該画面にとび、氏名が表示される状態にあったことをもって、19 条 2 項に該当すると言えないかが問題となる。

この点、著作権法 19 条 2 項の抗弁は、最高裁において主張されているが、本最高裁判決は、以下のように述べ、19 条 2 項には該当しないとしている。

「本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはしない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれぬ。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」

他方で、本最高裁判決の戸倉三郎裁判官の補足意見においては、ツイッター利用者全般における元ツイートへのアクセスの有無という実態の状況如何によっては、19 条 2 項に該当する余地があるとしている。

「元の画像に著作者名の表示があつてリツイートによりこれがトリミングされるケースでは、リツイート者のタイムラインを閲覧するユーザーがリツイート記事中の表示画像を通常クリック等するといえるような事情がある場合には、これをクリック等して元の画像を見ることができるといえることをもって著作者名の表示があつたとみる余地がある（そのような事情があるか否かは、当該タイムラインを閲覧する一般のユーザーの普通の注意と閲覧の仕方とを基準として、当該表示画像の内容や表示態様、閲覧者にクリック等を促すような記載の有無などを総合的に考慮して判断することとなる。）。」

この点、「公衆への提示の典型例とされる公の演奏の場合に、演奏会のプログラムに表示する方法でも問題ないと通常解されているように、別媒体に著作者名が表示されていること自体は広く行われている」、「著作者名表示が別媒体になされていたり (①)、著作物との一覽性に欠けていたり (②) しても、そういった表示が通常目に（または耳に）されるような事情があれば、著作者名表示として認められるということである。なぜならば、氏名表示権が保護する人格的利益（ここでは、著作者が創作者であることを主張する利益）に照らして考えれば、仮に、①や②の状態であっても、通常目に（または耳に）されるような事情があれば、著作者が創作者であることを主張する利益を害することはないからである」との指摘もなされているところ<sup>8</sup>、その意味で、本件のツイッターの利用者において、元ツイートをクリックして確認するような態様が広くなされるという実情がある場合には、著作権法 19 条 2 項の適用の余地もあると推察される。

この点に関しては、別の SNS である、Facebook の埋込機能が問題となった事案（大

<sup>7</sup> この点について、奥郵弘司・法学教室（482 号 67 頁）においては、「もっとも、以上は、著作物の、あらゆる態様での公衆への提供または提示に際して、氏名表示権が働くことを意味するから、その制限規定である 19 条 2 項や 3 項が適切に機能して初めて妥当なものとなる点は、強調しておきたい」と述べており、氏名表示権侵害が広く認められることへの懸念が示されている。

<sup>8</sup> 前掲注 6。



阪地判 令和2年10月6日)において、埋め込み表示部分における氏名の表示をもって、19条2項の適用の可能性を認めた事案が参考となる。SNS サイトにおいても、利用態様によっては19条2項を理由に氏名表示権侵害がないとの判断がなされる余地があるものと解される。

### 3. 著作権法 19 条 3 項

著作権法 19 条 3 項は、「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。」としている。

この点、本件訴訟においては、かかる抗弁が提出されていないため、直接的には取り上げられてはいない。もっとも、本件の補足意見においても、「さらに、著作権法 19 条 3 項により、著作者名の表示を省略できると解される場合もあり得るであろう。そうすると、リツイートをする者の負担が過度に重くなるともいえないと思われる。」としており、19 条 3 項を理由に氏名表示権の侵害がないとする判断も可能であったと解される。

なお、著作権法 19 条 3 項が問題となった裁判例としては、「ブランカ写真掲載事件」(東京地判 平成 5 年 1 月 25 日)、「基幹物理学氏名表示事件」(東京地判 平成 25 年 3 月 1 日)及び「カラー版怪獣ウルトラ図鑑復刻版事件」(知財高判 平成 28 年 6 月 29 日)が挙げられる。

## VIII. 著作者人格権の侵害の主体

本件の最高裁判決においては、Ⅶで述べたとおり、氏名表示権侵害の成否が問題となったが、最高裁で取り上げられなかった同一性保持権侵害の成否も併せて考えると、そもそも、著作者人格権侵害の主体が誰であるかという問題がある。

すなわち、本件の場合、リツイート時におけるトリミングというツイッターのサービス仕様の結果として、同一性保持権や氏名表示権侵害が生じたものであるから、サービスを提供した Twitter 社を主体として見ることはできないか、あるいは、そもそも画像の無断アップロードをした点が根本的な端緒である点をふまえ元のツイートをした行為者を主体として見ることはできないかという問題である。

この点について、控訴審は、「上記のとおり、本件リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等により位置や大きさなどが指定されたために、改変されたということが出来るから、改変の主体は本件リツイート者らであると評価することができるのであって、インターネットユーザーを改変の主体と評価することはできない(著作権法 47 条の 8 は、電子計算機における著作物の利用に伴う複製に関する規定であって、同規定によってこの判断が左右されることはない。)」(下線筆者)として、あくまでリツイート者の行為により、トリミングの結果が生じている以上、リツイート者が主体であるとしている。

また、最高裁(多数意見)も、19 条 2 項の検討において、「(なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。)また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者の表示をしなかったものである。」として、あくまで主体はリツイート者であるとしている。

他方で、最高裁判決における林景一裁判官の反対意見においては、以下のように、リツイートによるトリミングが行われるような仕様としているのは Twitter 社であることなどに鑑み、氏名表示権侵害の主体がリツイート者であるとはいえないとしている。

「原審は、本件各表示画像につき、本件写真画像(本件元画像)がトリミングされた形

で表示され（以下、このトリミングを「本件改変」という。）、本件氏名表示部分が表示されなくなったことから、本件各リツイート者による著作権人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害を認めた。しかし、本件改変及びこれによる本件氏名表示部分の不表示は、ツイッターのシステムの仕様（仕組み）によるものであって、こうした事態が生ずるような画像表示の仕方を決定したのは、上告人である。これに対し、本件各リツイート者は、本件元ツイートのリツイートをするに当たって、本件元ツイートに掲載された画像を削除したり、その表示の仕方を変更したりする余地はなかったものである。

また、上記のような著作権人格権侵害が問題となるのは著作者に無断で画像が掲載される場合であるが、本件で当該画像の無断アップロードをしたのは、本件各リツイート者ではなく本件元ツイートを投稿した者である。

以上の事情を総合的に考慮すると、本件各リツイート者は、著作権人格権侵害をした主体であるとは評価することができないと考える。」<sup>9</sup>

著作権侵害の主体についても、いわゆるカラオケ法理にあるとおり、規範的観点から主体を認める見解がある。この点、法的安定性の見地からは無限定な規範的主体論は望ましくないものの、本件においては、リツイート者としては、リツイートを行う時点で、システムの仕様により当然にトリミング効果が生じるものであり、これを回避する手段がリツイート者にはない点を踏まえると、リツイート者に氏名表示権侵害を認めるのは酷ともいえ、これらの事情を踏まえると、主体論による非侵害の主張もあり得るとは解される。

なお、公衆送信権侵害の主体は規範的観点を入れても元ツイート者と見ざるをえないが、著作権人格権侵害は、リツイート行為時点という別時点における、別の行為が問題となっていること、保護法益も別である以上、当該侵害行為の主体は誰か（誰に対して責任追及できるか）という観点から、主体についても、著作権侵害行為そのものと分けて考えることもできるものと解される。

## IX. 本事案の射程

### 1. ツイート時点で氏名表示が削除されている画像をリツイートした場合

以降では本事案の射程について検討する。まず、本事案と異なり、リツイートされる元ツイートが、リツイートされるより以前に氏名表示権侵害を構成する場合は、当該元ツイートのリツイート者は氏名表示権侵害を行っているといえるだろうか。例えば、撮影者 A の氏名が本来表示されている写真の画像を、別の者 B があたかも自分の撮影した画像であるかのように見せかけるために氏名表示部分を削除したうえでツイートした画像について、リツイート者 C がリツイートした場合は、本事案の射程範囲と解されるか。

この点について、学説における評価は分かれている。一つは、氏名表示のなされていない画像のリツイートについては本判決の射程外であるとするものである<sup>10</sup>。これは、本判決における侵害の認定の要素として、元の画像に付された氏名表示がリツイートに

<sup>9</sup> この点、高裁判決についてであるが、張睿暎「Twitter タイムライン上のサムネイル画像が表示上の改変として同一性保持権等を侵害すると判断した事例（知財高裁平 30・4・25 平成二八（ネ）一〇一〇一〇号）」『判例時報』2412号（判例評論 727号）においても、「改変の主体に関して本判決（筆者注：高裁判決を指す。）は、ブラウザに改変された画像を表示させるツイッター利用者（本件ツイート2や本件リツイートを見る受信者）でもなく、サービス提供者である Y ら（筆者注：Twitter 社等を指す。）でもなく、本件ツイート2と本件リツイートを行なったものが改変の主体であると判断した。（中略）しかし、画像の位置や大きさなどを指定する CSS 設定等を送信したことが、改変の主体性を認めた理由であるなら、そもそも当該 CSS 設定等の仕様は誰が提供しているのか、本件リツイート者はその仕様を使わずにリツイートすることができたかも考慮されるべきである。（中略）そういう意味では、改変の実現に欠かせない CSS 設定等の仕様をサービスに組み込んだ Y らを改変の主体とすることもできたのではなかろうか。」としている。

<sup>10</sup> 田村善之「リツイートにシステム上伴うトリミングにより著作権名が表示されなかったことについて氏名表示権侵害を肯定した最高裁判決」(<https://www.westlawjapan.com/column-law/2020/2001005/>) 14頁。

伴うトリミングにより削除されたことが中心であるとみているように思われる。また、戸倉三郎裁判官による本判決における補足意見を本判決の射程を限定的に解釈すべき根拠として挙げている。

他方、上記の説とは反対に、元の画像に氏名表示がない場合であっても本事例の射程内であり、氏名表示権の侵害になりうるとするものもある<sup>11</sup>。この説においては、「本件各リツイートによって・・・本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に、・・・本件各表示画像を表示したこと」により、著作権法 19 条 1 項にいう「著作物の提示」があったと判示されていることに着目する。公衆への提示においてトリミングの有無は考慮されていないことから、リツイートされた著作物に氏名表示があろうとなかろうと、著作者の付した氏名表示が削除されているものを公衆に提示した場合には、氏名表示権の侵害になる、としている。

いずれの考え方が適切であろうか。問題は、リツイート者の氏名表示権侵害には、リツイート行為によるトリミングという、ある種積極的なリツイート者の関与がなければならぬか、という点である。この点、著作権法上の氏名表示権は、著作物にどのような著作者名を表示するか、あるいは著作者名を表示しないかということに関する権利である。条文上も、「著作者は、…その著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。」と規定されており、「著作物の公衆への提示」の際には、著作者の権利（氏名表示権）が及ぶ。したがって、トリミングによって氏名表示が積極的に削除されているといまいと、元の著作物に付された氏名表示が著作者の意に反して消えていれば、氏名表示権が侵されているといわざるを得ないように思われる。

戸倉三郎裁判官の補足意見によれば、「リツイートを行うに際して、当該画像の出所や著作者名の表示、著作者の同意等に関する確認を経る負担や、権利侵害のリスクに対する心理的負担が一定程度生ずることは否定できないところである。しかしながら、それは、インターネット上で他人の著作物の掲載を含む投稿を行う際に、現行著作権法下で著作者の権利を侵害しないために必要とされる配慮に当然に伴う負担であって、仮にそれが、これまで気軽にツイッターを利用してリツイートをしてきた者にとって重いものと感じられたとしても、氏名表示権侵害の成否について、出版等による場合や他のインターネット上の投稿をする場合と別異の解釈をすべき理由にはならない」のである。

そのため、本判決の論理からすると、そもそも当該ツイートが無断投稿されたものでないか、本来別の著作者が付した氏名表示が削除されたものでないか、といったことをリツイート者は確認してリツイートを行うべきで、仮に著作者の氏名表示が削除された画像をリツイートすれば、それは氏名表示権の侵害であるというのが、本判決の帰結であるように思われる。

しかしながら、このような立場を貫徹すると、インターネット上での著作物の利用の過度な萎縮を生みかねない。技術の発展により、写真を撮ることやそれをインターネット上にアップロードすることは容易になってきており、ある画像について誰が作成したものなのか、それにはもともと氏名表示がなされていたのか、逐一特定するのは現実的でない。そうすると、インターネット上において第三者の投稿した画像をリツイートすることは、常に著作者人格権を侵害するリスクにさらされることになる。当該リスクを踏まえると、我々はリツイートを差し控えざるを得ないことになり、現状のインターネット上の画像の利活用の状況と照らし、乖離があるのではないかと。

## 2. 同一性保持権の侵害の成否

控訴審では、リツイート行為による氏名表示権侵害の有無だけでなく、同一性保持権の有無も争われ、侵害が認定されている。しかしながら、本判決では同一性保持権につ

<sup>11</sup> 中川達也「判例詳解(Number 32)リツイートによる氏名表示権侵害の成否と発信者情報開示請求の可否 [最高裁令和 2.7.21 判決]」論究ジュリスト 35 号 162-163 頁。

いての判断が下されていない（原告代理人によれば、上告受理決定の際に上告理由から排除されたとのことである<sup>12</sup>。）。この点、どのように考えるべきであろうか。本判決の射程外ではあるものの、以下検討する。

本判決の評釈の多くは、本判決の論旨に基づくとすれば、リツイート行為による同一性保持権の侵害の可能性が少なからずあるとしている<sup>13</sup>。これは、リツイートによる「本件リンク画像表示データ」の送信によって閲覧者の端末で当該画像が表示されることが公衆への提示にあたる場合、リツイート行為によってトリミングが生じれば元画像に対する「改変」があるためと思われる。

この点、侵害の成否の成立のために検討されるべきポイントとして、学説が挙げるものがいくつかある<sup>14</sup>。一つは、同一性保持権という「改変」の解釈である。たとえば、改変された表現に接する者が改変の事実と改変の内容を正しく認識できる場合には「改変」にあたらないとする見解がある。この説に基づけば、リツイートにより画像がトリミング表示されたとしても、表示画像がツイッターの仕様上トリミングされているとユーザーが認識でき、表示画像をクリックすることで正しい表現に接することができるのであれば、本件における同一性保持権の侵害はないということになる。

また、本件リツイートに伴うトリミングが、著作権法 20 条 2 項 4 号にいう「やむを得ないと認められる改変」ということができるのか、という点もポイントとなる。原審では、「本件リツイート行為は、・・・Xに無断で本件写真の画像ファイルを含むツイートを行われたもののリツイート行為である」ことから、やむを得ない改変であるとは認められなかった。しかしながら、当該著作物が著作者に無断でアップロードされているかどうかは第三者から確認することは容易ではなく、このような基準もまたリツイートの萎縮効果を招きかねない。また、ツイッターのそもそもの仕様上リツイートによるトリミングの有無をリツイート者が選択することができるものではないという状況も、考慮に入れるべきではないかと考える。

## X. 発信者情報開示請求の問題点

本判決は発信者情報開示請求事件のものであるが、学説において、この類型の事件の中で著作権法の侵害が争われることや、その判決を著作権侵害訴訟と同列に扱うことについての問題点を指摘するものがある。これらの学説は、発信者情報開示請求事件においては、リツイート者が訴訟当事者とならないことから十分な手続的保証がなされていないこと、また被告となる Twitter 社が、自らが著作権侵害の主体であるととられかねないような主張立証を行うことは期待できないことを指摘している<sup>15</sup>。

本判決において、氏名表示権の侵害主体はリツイート者であるとされた。これは、本判決によれば、「本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したこと」によって画像のトリミングが行われているからである。しかしながらこのようなシステムの仕様を決定したのは、ほかならぬ被告の Twitter 社であるため、上述の侵害主体論にもとづいて、Twitter 社が侵害主体であるという見方もできるように思われる。

このような状況に鑑みても、リツイートを行った者が侵害主体となるのか、それともリツイートを行うにあたっての仕様を決定する Twitter 社が侵害主体となるのか、という点はよく議論されるべきである。しかしながら、発信者情報開示請求事件において

<sup>12</sup> 原告代理人のブログより

( <https://i2law.con10ts.com/2020/07/24/%e3%83%aa%e3%83%84%e3%82%a4%e3%83%bc%e3%83%88%e4%ba%8b%e4%bb%b6%e3%82%88%e3%81%8f%e3%81%84%e3%81%9f%e3%81%a0%e3%81%8f%e8%b3%aa%e5%95%8f%e3%81%a8%e5%9b%9e%e7%ad%94/> )

<sup>13</sup> 田村前掲注 9 14 頁、中川前掲注 10 164-165 頁。

<sup>14</sup> 中川前掲注 164 頁、奥邨前掲注 170 頁。

<sup>15</sup> 田村前掲注 14-15 頁、谷川和幸「東京大学著作権法等研究会 研究報告(第 9 回)発信者情報開示請求事件における著作権法解釈」NBL1172 号 79-80 頁。

Twitter 社は、リツイート者の情報を開示するか開示しないかという点について立証を行う立場にあるにとどまり、自らの責任について問われているわけではない。さらにいえば、リツイートを「防御」するべき立場の Twitter 社は、上述のような事実をつまびらかにすることで、ともすれば侵害の原因は自らのシステムの仕様にあったということ認めることになってしまうリスクがある。Twitter 社としては、このような、あたかも自らに責任があるかのような主張を行うことは避けたいはずである。学説では、トリミングに関するいくつかの事実が原審の事実認定に反映されておらず、当該事実は侵害の主体性を Twitter 社に基礎づける方向に働きかねないため、これらの事実を Twitter 社が主張立証しなかったのではないかとするものがある<sup>16</sup>。

また、発信者情報開示請求事件において訴訟当事者による発信者の十分な防御が行われない可能性を示唆する事実として、本件において著作権法 19 条 3 項に基づく抗弁が Twitter 社側からなされていないことが挙げられる。上述したとおり、本件リツイート行為による本件各表示画像に接した者は、トリミングされている本件各表示画像を画面上でクリック又はタップ等することにより、トリミングされていない本件元画像に容易に接することができる。本件元画像には原告の氏名表示が付されているのであるから、本件リツイートに接した者は氏名表示部分を容易に認識することができるため、「著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」として、本件著作権法 19 条 3 項の適用の余地があるとも考えられる。しかしながら、少なくとも確認できる限りでは、Twitter 社がこのような抗弁を行ったようには見受けられない。いかなる判断により Twitter 社が抗弁を提出しなかったのかは不明ではあるものの、一見すると適用の可能性がある条文を Twitter 社が援用していないことは事実であり、これは発信者には不利益なことであるといわざるをえない。

特に本件では、開示が認められたのは発信者のメールアドレスであったため、本件の結果からでは原告が発信者に対して訴訟を提起するのはなお困難である。そのため、発信者が訴訟の当事者となることがないまま争点が決着してしまうことになりかねない。そうすると、発信者による訴訟での十分な攻撃防御のないまま本件のような裁判例が蓄積していき、結果として発信者側に不利益な著作権法解釈が形成されてしまうことも懸念されるのではなかろうか。

仮に Twitter 社にとって不都合な事実について主張立証を行わなかったとしても、それ自体は訴訟当事者として合理的な行動として致し方ないかもしれない。本件のような事案においては、Twitter 社とリツイーターは、侵害者を決定する際に潜在的な利害対立の関係にあるといえる。そのような前提の下、Twitter 社のような立場の者によりリツイーターの侵害有無について抗弁がなされることで、果たしてリツイーターにとっての十分な権利保護が期待できるのかは疑問が残る。

以上

---

<sup>16</sup> 谷川和幸「判例研究 Twitter に投稿された画像の同一性保持権侵害等が認められた事例 : Twitter リツイート事件控訴審[知財高裁平成 30.4.25 判決]」福岡大學法學論叢 63 卷 2 号 568 頁。